

広島県高等学校授業料減免等事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十号

広島県高等学校授業料減免等事業基金条例の一部を改正する条例

広島県高等学校授業料減免等事業基金条例（平成二十一年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「授業料の減免」を「授業料及び入学料の減免」に、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。